令和２年12月３日

株主各位

第32回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要・・・・・・・・・・・１頁
株式会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・４頁
株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・５頁
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・６頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイト（https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

新日本製薬株式会社
（証券コード　4931）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（1）決議の内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、平成30年６月の取締役会にて決議を行い、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に努めております。

b.当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取り組みの検討及び審議を行います。

c.当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、顧問先法律事務所に内部通報窓口（コンプライアンスヘルプライン）をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。

d.役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて、監査役あるいは監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a.取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。

b.当社は、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」を定めております。特に後者につきましては、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、各組織におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を社長に報告する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。

b.当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるように努めております。

c.当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役の求めがある場合、監査役の職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行った上で決定いたします。

⑥ 取締役及び使用人による監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを確保するための体制

a.当社の役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしております。

b.当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

b.当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

c.当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に関わる年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

d.当社の監査役は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図ることとしております。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

a.反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

(a) 当社の行動憲章、基本方針及び社内規程等に明文を設け、会社全体に周知徹底し、全社一丸となって反社会的勢力排除に取り組んでおります。

(b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。

b.反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(a) 当社「行動憲章」及び「反社会勢力に対する基本方針」を定めることで、「反社会的勢力に対する基本姿勢」を明文化し、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、外部調査機関を用いた取引先の「反社会性」を検証し、取引上支障がないことを確認の上で、取引を開始するものとしております。

(b) 総務課を反社会的勢力対応部署、法務課を調査部署として位置づけ、相互に情報共有を行うものとしております。また、役職員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図っていくものとします。

(c) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

（2）体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社では、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、それを具現化したものとして「コンプライアンス基本方針」を定め、その遵守を徹底しております。

上記の基本方針を踏まえて、当事業年度におきましては、全社員を対象としたEラーニング形式のコンプライアンス研修、中間管理職を対象とした管理職向けコンプライアンス研修、全役員を対象とした役員向けコンプライアンス研修を実施し、各階層に求めるコンプライアンス知識の習得とコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、内部通報窓口（コンプライアンスヘルプライン）を設け、規程に基づいて適切に処理、運用しております。

② リスク管理体制に関する取り組みの状況

当社では、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、個々のリスクを認識し、その把握と管理に取り組んでおります。当事業年度におきましては、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を５回開催し、当社の経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、あらためて評価・分析を行い、当該リスクに関する対応策の検討と進捗状況の把握に取り組んでおります。また、当事業年度中に発生した新型コロナウイルス感染症への対応においては、感染防止対策に関する意思決定フロー及び社内周知フロー、社内で感染者が発生した場合の対応フロー等に関する協議を実施しております。これらの活動により、経営者と現場のリスクに対する認識の統一を図り、経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、適切に管理しております。

③ 監査役の監査体制の状況

当社の監査役会は月１回の定時開催及び必要に応じて臨時に開催しており、会計監査人及び内部監査室とも定期的に意見交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、特に常勤監査役はその他の重要な会議にも出席し、代表取締役やその他の取締役との意見交換や社外取締役との情報交換を定期的に行うことで、監査の実効性向上を図り、当社の内部統制システム全般に対するモニタリングと、より効率的な運用についての助言を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

株主資本等変動計算書（令和元年10月１日から令和２年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,826	3,611	206	3,817
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	3,826	3,611	206	3,817

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50	5,062	5,113	－	12,757
当期変動額					
剰余金の配当		△378	△378		△378
当期純利益		2,122	2,122		2,122
自己株式の取得				△299	△299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,744	1,744	△299	1,444
当期末残高	50	6,806	6,857	△299	14,201

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1	1	－	12,758
当期変動額				
剰余金の配当				△378
当期純利益				2,122
自己株式の取得				△299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	△1	65	64
当期変動額合計	△1	△1	65	1,508
当期末残高	－	－	65	14,267

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～35年
構築物	10～20年
機械及び装置	６～10年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	４～８年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) ポイント引当金
将来のポイント使用に備えるため、当事業年度末のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金
商品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績から将来返品されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(7) 投資損失引当金
投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	912	百万円
土地	639	〃
計	1,551	百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	173	百万円
長期借入金	762	〃
計	936	百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　812 百万円

3．当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	10,000	百万円
借入実行残高	—	〃
差引額	10,000	百万円

損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
店舗	建物 工具、器具及び備品	関東地区	10
		関西地区	10
		中国地区	5
		九州地区	12
		計	37

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行い減損会計を適用しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額した当該減少額(37百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　21,611,300株

2．当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式　190,140株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年12月20日定時株主総会	普通株式	378	17.5	令和元年９月30日	令和元年12月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和２年12月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　642百万円

② 1株当たり配当額　30.0円

③ 基準日　令和２年９月30日

④ 効力発生日　令和２年12月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　0株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	23百万円
投資損失引当金	20 〃
未払事業税	38 〃
賞与引当金	57 〃
ポイント引当金	52 〃
返品調整引当金	10 〃
退職給付引当金	48 〃
役員退職慰労引当金	51 〃
資産除去債務	36 〃
減損損失	11 〃
その他	82 〃
繰延税金資産小計	433百万円
評価性引当額	―百万円
繰延税金資産合計	433百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△34百万円
繰延税金負債合計	△34百万円
繰延税金資産純額	399百万円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に出資証券等及び株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は主に固定資産の取得を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、投資有価証券のうち、出資証券等及び非上場株式については、定期的に発行先の財務状況等を把握しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券のうち、上場株式について、四半期ごとに時価を把握するなどの方法により管理しております。なお、当事業年度末において、上場株式の残高はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金繰・設備投資計画に基づく支払管理を行っているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	12,271	12,271	―
(2) 売掛金(※1)	2,531	2,531	―
資産計	14,802	14,802	―
(1) 買掛金	509	509	―
(2) 未払金	2,342	2,342	―
(3) 未払法人税等	631	631	―
(4) 長期借入金(※2)	936	936	―
負債計	4,419	4,419	―

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) １年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	令和２年９月30日
非上場株式	11
出資証券等(※1)	355

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（※1）出資証券等に対して計上している投資損失引当金を控除しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額
　　662円97銭
2．1株当たり当期純利益
　　98円50銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。